



## はじめに

本村では、「住民だれもが、健康で安らかな長寿を楽しみ、皆で支え合う豊かな村づくり」を理念とした、「日本一健康長寿村構想」の中にも位置づけられた「とびしま健康長寿創造プランⅣ」を策定し、本村における介護保険サービスの基盤整備や高齢者施策の方向性を示しています。

平成29年10月1日現在、本村の高齢化率は28.2%であり、住民3.5人のうち1人の方が高齢者となっており、平成32年には34.3%、平成37年には36.1%と今後も高い比率で推移していくものと推計されています。

また、高齢者単身世帯は徐々に増加しており、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者への対応が施策として求められています。

本村は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために本当に必要とされるものは、世代を超えた地域の支え合いや積極的に住民一人ひとりの健康な生活を続けていくための支援であると考えます。

本村では、すでに住民や地域の団体、保健医療福祉の専門機関、行政などが手を取り合い、地域ぐるみで、子どもの頃からの生涯を通じた健康長寿に取り組む体制づくりを進めており、本計画ではその成果を踏まえてさらに、前進していきます。

日本一健康長寿村の実現のために、住民の皆さまの積極的な参画とご理解、また、ご協力をお願い申し上げます。

## 目次

○介護保険制度のあらまし	3
○介護保険制度のしくみ	4
○高齢者保健福祉施策	5
○保険料について	6
○サービスの利用の流れ	8
○要介護認定調査について	10
○要介護状態区分について	10
○介護保険サービスの種類	11
○飛島村の介護サービス事業一覧	15
○サービスの費用	16
○介護予防サービス事業	18
○地域包括支援センター	20



# 介護保険制度のあらまし

介護保険制度は、介護を社会全体で支え合う制度であり、計画の期間に合わせ、3年ごとに大きな見直しが行われます。第7期計画の制度改正において、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるよう、改正が行われています。

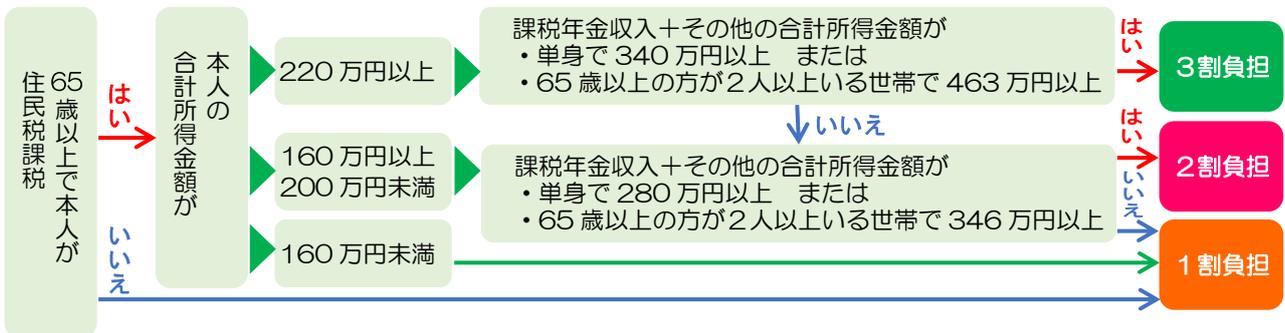
## (1) 新たな介護保険施設の創設

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」などの機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設である「介護医療院」が創設されます。

## (2) 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

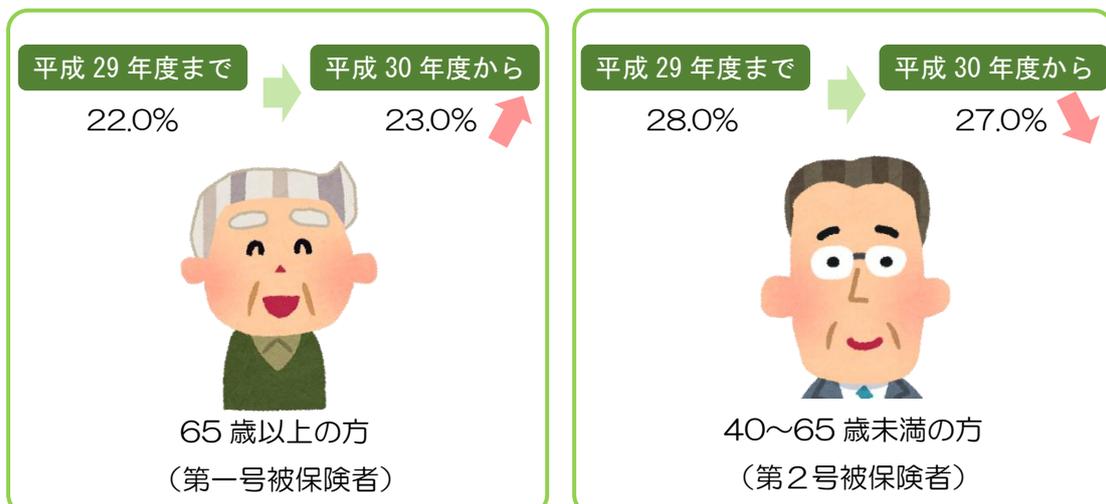
世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とします。ただし、月額44,400円の負担の上限があります。【平成30年8月施行】

### ■自己負担割合の判定基準



## (3) 第1号被保険者および第2号被保険者の負担率の変更

高齢化の進展に合わせて、被保険者の負担率が、変わりました。



# 介護保険制度のしくみ

介護保険は 40 歳以上の方が加入者となり、年齢によって第 1 号被保険者と第 2 号被保険者に分かります。



## ①第 1 号被保険者（65 歳以上の方）

第 1 号被保険者の方は、介護が必要になった場合、どなたでも要介護認定の申請ができます。支援や介護が必要と認定された方は介護サービスが利用できます。

### ●介護保険資格の取得

資格取得の理由	資格取得日	手続きなど	
65 歳に到達	65 歳の誕生日の前日	手続きは必要ありません。 資格取得日に合わせて介護保険被保険者証を送付します。	
飛鳥村へ転入	転入された日	要介護認定を受けていない方	手続きは必要ありません。 後日、介護保険被保険者証を送付します。
		介護認定を受けている方 (申請中含む)	福祉課の窓口で要介護認定の引継ぎを行ってください。 (転入から 2 週間以内)

### ●介護保険資格の喪失

資格喪失の理由	資格喪失日	手続きなど	
他市区町村へ転出	転出された日の翌日 (転出された日に他市区町村へ転入した場合は転出された日)	要介護認定を受けていない方	転出届時に介護保険被保険者証を返却してください。
		要介護認定を受けている方 (申請中含む)	転出届時に介護保険被保険者証を返却し、介護保険受給資格証明書を受け取ってください。 転出先の市区町村で要介護認定の引継ぎをしてください。 (転出から 2 週間以内)
死亡	お亡くなりになられた翌日	介護保険被保険者証を、福祉課まで返却してください。	



## ②第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満の方）

第 2 号被保険者の方は、医療保険を通じて介護保険に加入していただきます。医療保険に加入している方は、介護保険にも自動的に加入していることとなります。介護保険の対象となる特定疾病が原因で、支援や介護が必要と認定された方は介護サービスが利用できます。

### 【介護保険の対象となる特定疾病（40 歳以上 65 歳未満の方）】

- 初老期における認知症
- 筋萎縮性側索硬化症
- パーキンソン病関連疾患
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 早老症
- 脊髄小脳変性症
- 関節リウマチ
- 脊柱管狭窄症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- がん（末期）

# 高齢者保健福祉施策

事業名	内容
給食サービス事業	食事の宅配を行い、食生活の改善と健康増進を図り、併せて安否確認を行います。
寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	寝具の衛生管理が困難な一人暮らし高齢者や在宅の寝たきり高齢者に対して、清潔で快適な生活が送れるように支援するとともに、介護者の負担の軽減を図ります。
ホームヘルプサービス事業	要介護認定を受けていない虚弱な高齢者に対して、要介護状態への進行を予防することを目的として、ホームヘルプサービス事業を行います。
要援護高齢者見守りサービス	一人暮らしの高齢者・高齢者のみの世帯を訪問し、安否確認と状況把握を実施するとともに、必要な制度やサービスの情報提供、専門職や専門機関等へつなげることで、安心して日常生活を営むことができるよう支援を行います。
日常生活用具給付事業	一人暮らしの高齢者等で生活に不安のある方に電磁調理器、火災警報器、自動消火器の給付と、高齢者用電話の貸与を行います。
高齢者福祉用具給付等事業	要介護認定を受けていない高齢者で福祉用具の必要な方を対象に、腰掛便座の給付と、特殊寝台及びエアーマットの貸与を行います。
緊急通報システム事業	一人暮らし高齢者や、寝たきり高齢者等をかかえる高齢者のみの世帯に対し、緊急通報システムを設置し、緊急時に救急車の出動要請等を行います。
在宅介護用品援助費支給事業	要介護4・5の方を在宅で介護している住民税非課税世帯の家族に対し、介護用品の購入にかかる費用を助成して、介護者の負担を軽減し、在宅における介護の継続を支援します。
在宅ねたきり高齢者等見舞金支援事業	要介護4・5の寝たきり高齢者等を在宅で介護している家族に対し、家族の日頃の介護に対する労をねぎらい在宅における介護の継続を支援するため、見舞金を支給します。
高齢者等福祉タクシー料金の助成	65歳以上で要介護認定を受けている方、一人暮らし・高齢者のみの世帯の方を対象に利用券を交付し、基本料金と送迎回送料金を助成します。
家具転倒防止器具取付事業	地震災害等において、家具等の転倒・落下による負傷を防ぐための防止器具の購入、設置に対して、その費用を助成します。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者と知的・精神障害者を対象（高齢者世帯と障害者のみの世帯対象）に、生活支援員による金銭管理支援を行います。
生活福祉基金貸付事業	他の資金の借入れが困難な所得の低い世帯や高齢者のいる世帯に対し、随時貸付相談を行います。
シルバー人材センターによる生活支援事業	掃除やゴミ出し等の生活支援や、一定時間内に複数のサービスが利用できるワンコインサービス等を行います。
買い物支援	敬老センターでは巡回バスの帰路に、村内スーパーへ行き、買い物支援を行います。また、社会福祉協議会でも、村外の大型ショッピングセンター等へ行く買い物ツアーを行います。
料理教室の開催	管理栄養士の指導のもと、コンビニでのおかず選びや、手軽にできてより多くの栄養が取れるような料理作りを行います。
乳酸菌飲料支給事業	一人暮らしの高齢者に対し、安否確認を兼ねて乳酸菌飲料の配達を行います。

# 保険料について

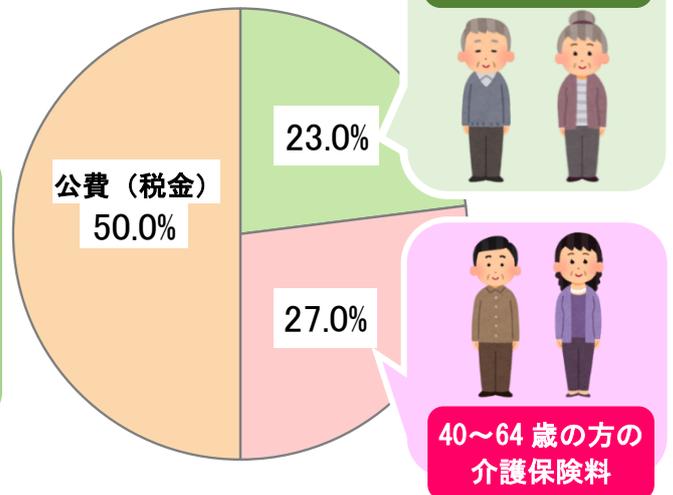
## (1) 介護保険料の財源について

介護保険は、国や愛知県、飛島村が負担する「公費（税金）」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。介護保険制度は社会全体で支え合う制度です。

変更  
ポイント

介護保険料の負担割合は、65歳以上の方と40～64歳の方の人口比率をもとに決められます。平成30年度から65歳以上の方の負担割合は22%から23%に、40～64歳の方の負担割合は28%から27%に変更されました。

<介護保険の財源構成>



## (2) 介護保険料の納め方

納め方は受給している年金の額（※）によって次の2種類に分かれ、**個人で納め方を選ぶことはできません。**

※受給している年金とは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金をいいます。

普通  
徴収

年金が年額 **18万円未満**の方



「納付書」や「口座振替」で各自納めます。



特別  
徴収

年金が年額 **18万円以上**の方



年金から「天引き」になります。

- 介護保険料の年額が、年金の支払い月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）の年6回に分けて天引きになります。
- 4月、6月、8月は仮に算定した保険料を納め（2月の天引き額と同額）、10月、12月、2月は、確定した年間保険料から仮徴収分を除いた額を納めます。
- 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6ヶ月後から介護保険料が天引きになります。



<こんなときは、一時的に納付書で納めます>

- 介護保険料が増額・減額になった
- 年金が一時差し止めになった
- 飛島村へ転入した
- 65歳になった
- 所得が増えた
- 資格を喪失した

### (3) 飛島村の介護保険料

介護保険料は3年ごとに見直しを行います。飛島村の平成30年度から平成32年度までの介護保険料基準額は、76,200円です。この基準額をもとに、所得などに応じて12段階に分かれます。

【65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料】

所得段階	対象者		料率	介護保険料年額
第1段階	生活保護を受けている人または、住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者		基準額×0.45	34,290円
第2段階	本人が住民税非課税	本人の前年の「課税年金収入＋その他の合計所得金額」が80万円以下	基準額×0.75	57,150円
第3段階		本人の前年の「課税年金収入＋その他の合計所得金額」が80万円超、120万円以下	基準額×0.75	57,150円
第4段階		本人の前年の「課税年金収入＋その他の合計所得金額」が120万円を超える	基準額×0.90	68,580円
第5段階	本人が住民税課税	本人の前年の「課税年金収入＋その他の合計所得金額」が80万円以下	基準額	76,200円
第6段階	本人が住民税課税	本人の前年の「課税年金収入＋その他の合計所得金額」が80万円を超える	基準額×1.20	91,440円
第7段階		本人の前年の「合計所得金額」が120万円未満	基準額×1.30	99,060円
第8段階		本人の前年の「合計所得金額」が120万円以上200万円未満	基準額×1.50	114,300円
第9段階		本人の前年の「合計所得金額」が200万円以上300万円未満	基準額×1.70	129,540円
第10段階		本人の前年の「合計所得金額」が300万円以上500万円未満	基準額×1.90	144,780円
第11段階		本人の前年の「合計所得金額」が500万円以上750万円未満	基準額×2.10	160,020円
第12段階		本人の前年の「合計所得金額」が750万円以上1,000万円未満	基準額×2.30	175,260円
		本人の前年の「合計所得金額」が1,000万円以上		

※「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額です。

※「合計所得金額」とは、「収入」から「必要経費等」を控除した金額です。

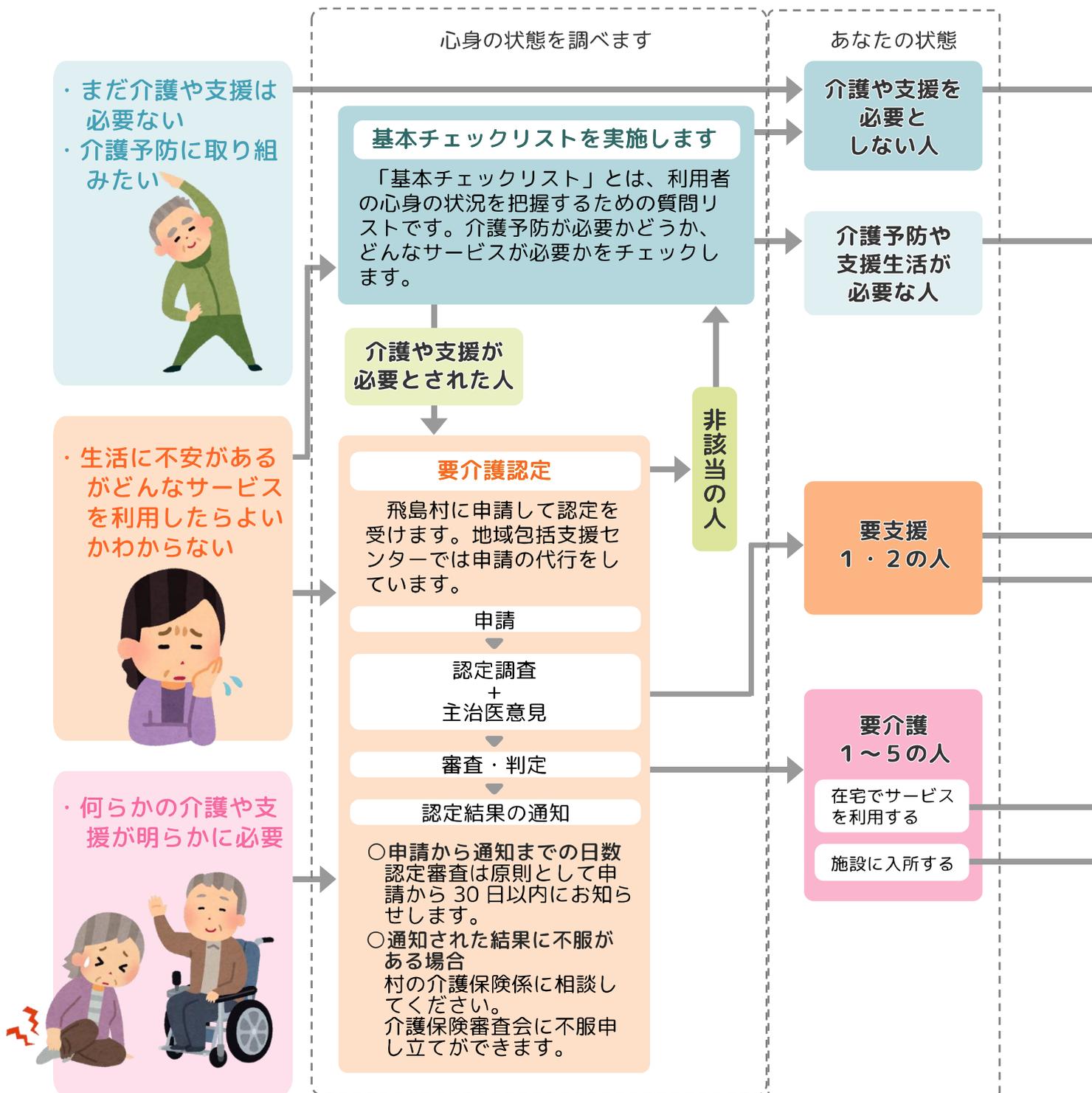
### (4) 保険料を納めないでいると

災害などの特別な事情がないのに保険料の滞納が続く場合は、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。納め忘れのないよう、納期限までに納めましょう。

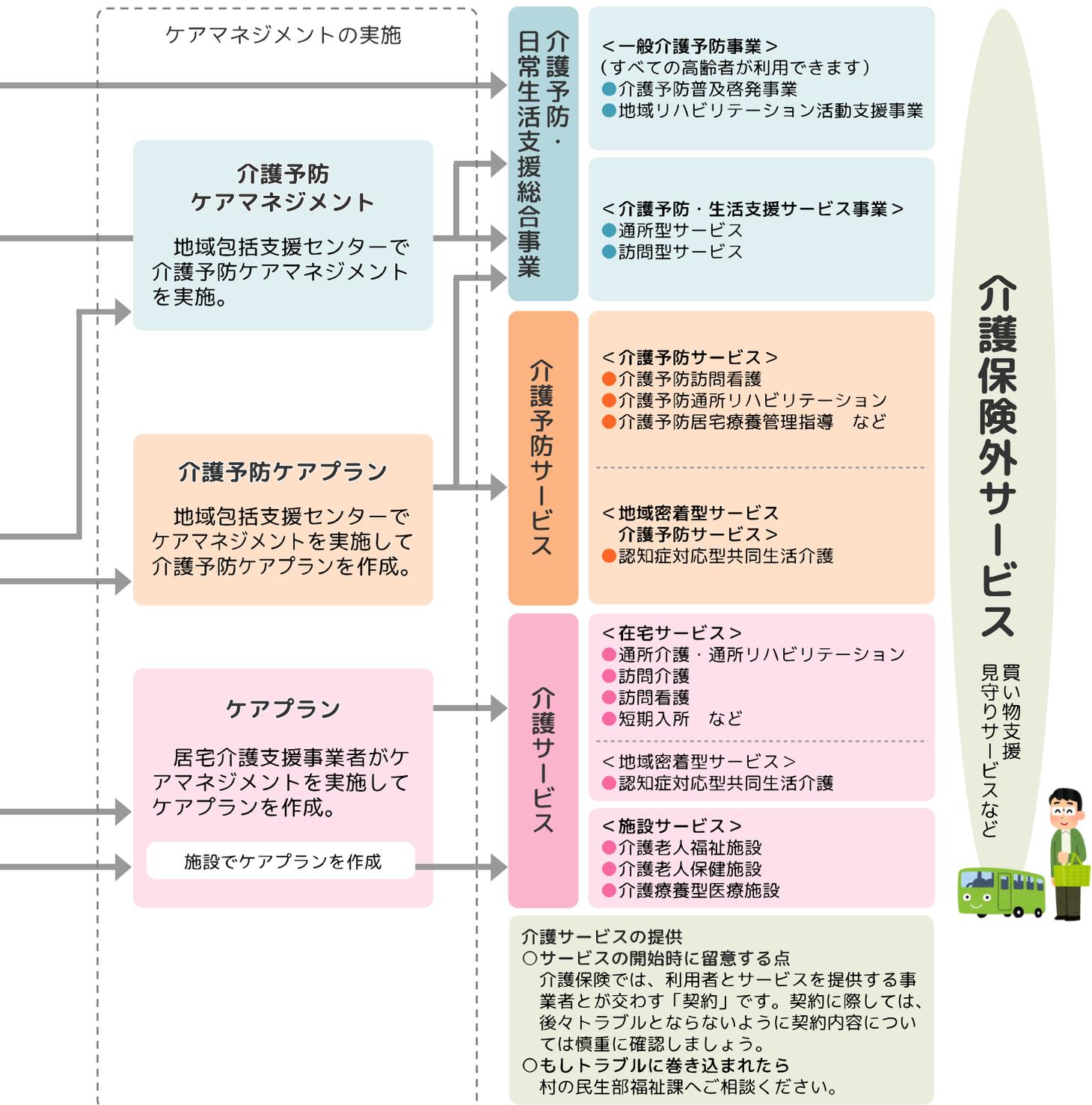
● 1年以上滞納すると	サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により後で保険給付分が支払われます。
● 1年6か月以上滞納すると	費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納している保険料に充てられることがあります。
● 2年以上滞納すると	サービスを利用するときの利用負担が3割になったり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。 ※平成30年8月から、所得が一定の基準より高い方が滞納した場合、4割となります。

# サービスの利用の流れ

サービスを利用するためには、まず、村の窓口で相談をし、相談の目的や利用希望を話します。サービス事業、要介護認定の申請などの説明を聞いて、要介護認定の申請、又はチェックリストの実施などをします。



「認定調査」、「審査・判定」などの段階を経て、要介護認定されると、度合いに応じた介護給付・予防給付のいずれかのサービスを利用できるようになります。また基本チェックリストの実施でサービス事業対象者（該当者）になると、度合いに応じた総合事業のサービスを利用できるようになります。



## 要介護認定調査について

要介護認定調査は、心身の状況などについて本人および家族に聞き取り調査を行います。

### 【主な調査項目】

- 麻痺等の有無
- 拘縮の有無
- 寝返り
- 起き上がり
- 座位保持
- 両足での立位保持
- 歩行
- 立ち上がり
- 片足での立位
- 洗身
- 爪切り
- 視力
- 聴力
- 移乗
- 移動
- 嚥下
- 食事摂取
- 排尿
- 排便
- 口腔清潔
- 洗顔
- 整髪
- 上衣の着脱
- スボン等の着脱
- 外出頻度
- 認知機能
- 精神、行動障害
- 社会生活への適応
- 過去 14 日間に受けた特別な医療について

## 要介護状態区分について

要支援・要介護の認定を受けた方は「どの程度介護が必要か」によって 7 段階に分かれます。介護を必要とする方ほど、介護保険サービスの支給限度額も高くなります。

要介護状態区分	状態の目安
要支援 1	日常生活能力は基本的にはあるが、やや低下が見られる。 介護予防サービスの利用で改善が見込まれる。
要支援 2	日常生活能力は基本的にはあるが、一部に低下が見られる。 介護予防サービスの利用で改善が見込まれる。
要介護 1	立ち上がりや歩行が不安定。 排泄、入浴などに一部介助が必要。
要介護 2	立ち上がりや歩行などが不安定。 排泄、入浴などで一部またはすべてに介助が必要。
要介護 3	立ち上がりや歩行などがひとりでは困難。 排泄、入浴、衣服の着脱などで全体の介助が必要。
要介護 4	立ち上がりや歩行などがひとりではできない。 排泄、入浴、衣服の着脱など日常生活に全面的介助が必要。
要介護 5	意思の伝達が困難。生活全般について全面的介助が必要。
非該当	介護保険外の保健福祉サービスなどが利用できます。生活機能が低下している方は介護や支援が必要とならないように、村が実施する介護予防事業などに参加できます。

### 【介護認定の有効期限と更新手続き】

介護認定には有効期限があります。新規の要介護認定の有効期間は原則 6 か月、更新認定の有効期間は原則 12 か月です。有効期間が終了するまでに更新手続きをする必要があります。申請は有効期間の満了の日の 60 日前からできます。

※要介護認定の期間中でも状態が悪化したときには、いつでも要介護度の認定区分の変更を申請することができます。

# 介護保険サービスの種類

## (1) 居宅・介護予防サービス

### ① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

要介護 1～5の方	要支援 1・2の方
訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問して、食事、入浴、排泄の介助（身体介護）や、炊事、掃除、洗濯といった家事（生活援助）など日常生活の手助けを行います。	— （平成 29 年度から地域支援事業に移行されました）



### ② 訪問入浴介護

要介護 1～5の方	要支援 1・2の方
入浴が困難な寝たきりの高齢者などの家庭を、入浴設備や簡易浴槽を積んだ訪問入浴車などで訪問して、入浴の介護を行います。	居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由から施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴の支援を行います。

### ③ 訪問看護

要介護 1～5の方	要支援 1・2の方
疾患などを抱えている方について、看護師などが訪問して、主治医と連絡をとりながら病状の観察や床ずれの手当てなどを行います。	疾患などを抱えている方について、看護師などが居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。



### ④ 訪問リハビリテーション

要介護 1～5の方	要支援 1・2の方
居宅での生活機能を向上させるために理学療法士や作業療法士などが訪問して、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。	居宅での生活機能を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士などが訪問して、介護予防を目的としたリハビリテーションを行います。

### ⑤ 通所介護（デイサービス）

要介護 1～5の方	要支援 1・2の方
通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の介護や、生活機能向上のための世話を日帰りで行います。	— （平成 29 年度から地域支援事業に移行されました）

### ⑥ 通所リハビリテーション（デイケア）

要介護 1～5の方	要支援 1・2の方
老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴などの日常生活上の介護や、生活機能向上のリハビリテーションを日帰りで行います。	老人保健施設や医療機関などで、日常生活上の支援やリハビリテーションを共通的サービスとして行うほか、目標に合わせた選択的サービスを行います。

⑦ 短期入所生活介護／短期入所療養介護（ショートステイ）

要介護 1～5の方	要支援 1・2の方
介護保険施設に短期間入所して、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。	介護保険施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

⑧ 特定施設入居者生活介護

要介護 1～5の方	要支援 1・2の方
有料老人ホームなどの施設に入居している高齢者に、日常生活上の介護を行います。	有料老人ホームなどの施設に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援を行います。

⑨ 居宅療養管理指導

要介護 1～5の方	要支援 1・2の方
医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、療養上の管理・指導を行います。	医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、介護予防を目的とした療養上の管理・指導を行います。

⑩ 特定福祉用具販売

要介護 1～5の方	要支援 1・2の方
入浴や排泄に使用する用具のような貸与になじまない福祉用具について、その購入費を支給します。	

⑪ 福祉用具貸与

要介護 1～5の方	要支援 1・2の方
車いすやベッドなどの福祉用具を貸与することができます。	福祉用具のうち、介護予防を目的としたものについて貸与することができます。



⑫ 住宅改修費支給

要介護 1～5の方	要支援 1・2の方
手すりの取り付け、段差の解消などの小規模な住宅改修について、その費用を支給します。	



## (2) 地域密着型サービス

### ① 小規模多機能型居宅介護

要介護 1～5の方	要支援 1・2の方
「通い」を中心に、心身の状態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービスを提供します。要介護者が中重度の状態となっても在宅での生活が継続できるよう支援するサービスです。	「通い」を中心に、心身の状態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、介護予防を目的とした多機能なサービスを提供します。



### ② 夜間対応型訪問介護

要介護 1～5の方
24 時間安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護が利用できます。

### ③ 地域密着型 特定施設入居者生活介護

要介護 1～5の方
入居定員が 30 人未満の介護専用型特定施設（有料老人ホームやケアハウスなど）に入居しながら、入浴や排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などを受けるサービスです。

### ④ 地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

要介護 3～5の方
入所定員が 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所しながら、入浴や排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などを受けるサービスです。

### ⑤ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

要介護 1～5の方	要支援 2の方
介護が必要な認知症の方が、家庭的な雰囲気の中で共同生活をしながら、日常生活上の世話や機能訓練などを受けるサービスです。	認知症で要支援の方が、家庭的な雰囲気の中で共同生活をしながら、介護予防を目的とした日常生活上の世話や機能訓練などを受けるサービスです。

### ⑥ 認知症対応型通所介護

要介護 1～5の方	要支援 1・2の方
介護が必要な認知症の方がデイサービスを行う施設などに通い、日常生活上の世話や機能訓練などを受けるサービスです。	認知症で要支援の方がデイサービスを行う施設などに通い、介護予防を目的とした日常生活上の世話や機能訓練などを受けるサービスです。

### ⑦ 地域密着型通所介護

要介護 1～5の方	要支援 1・2の方
通所介護で小規模型については、少人数で日常生活圏域に密着したサービスであることから、平成 28 年度から地域密着型に移行します。	要支援の方が利用する、小規模型の通所介護施設で行うサービスです。平成 28 年度から地域密着型に移行します。

### (3) 施設サービス

#### ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

要介護3～5の方

常時介護が必要で、居宅では介護が困難な方が入所し、食事や入浴など日常生活の介助、機能訓練、健康管理などのサービスを受けることができます。

#### ② 介護老人保健施設（老人保健施設）

要介護1～5の方

状態が安定している方が自宅へ戻れるように、リハビリテーションに重点をおいたケアを行います。

#### ③ 介護療養型医療施設

要介護1～5の方

急性期の治療を終え、長期療養が必要な方が入院して療養上の管理、看護などを受けることができます。

#### ④ 介護医療院

要介護1～5の方

「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」などの機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた平成30年度より創設される介護保険施設です。



# 飛島村の介護サービス事業所一覧

## ● 居宅介護支援

平成 30 年 2 月現在

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
飛島村やすらぎの里指定居宅介護支援事業所	490-1438	飛島村大宝字八島 113 番地の 1	0567-52-1800

## ● 訪問介護

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
有限会社シバタひまわりステーション	490-1431	飛島村大字服岡九丁目 71 番地	0567-52-0910

## ● 居宅療養管理指導

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
太田医院	490-1434	飛島村大字松之郷二丁目 36 番地の 1	0567-52-2047
加藤胃腸科内科とびしまこどもクリニック	490-1431	飛島村大字服岡四丁目 8 番地	0567-52-2000
ステップ歯科クリニック	490-1431	飛島村大字服岡四丁目 124 番地	0567-52-1828
多田薬局	490-1438	飛島村大宝二丁目 175 番地	0567-52-1175

## ● デイサービス（通所介護）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
やすらぎの里デイサービスセンター	490-1438	飛島村大宝字八島 113 番地の 1	0567-52-1800

## ● デイケア（通所リハビリテーション）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
介護老人保健施設ヴィラとびしま	490-1431	飛島村大字服岡四丁目 1 番地の 1	0567-52-2290

## ● ショートステイ（福祉）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
特別養護老人ホームやすらぎの里	490-1438	飛島村大宝字八島 113 番地の 1	0567-52-1800

## ● ショートステイ（老健）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
老人保健施設ヴィラとびしま	490-1431	飛島村大字服岡四丁目 1 番地の 1	0567-52-2290

## ● 介護老人福祉施設

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
特別養護老人ホームやすらぎの里	490-1438	飛島村大宝字八島 113 番地の 1	0567-52-1800

## ● 介護老人保健施設

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
老人保健施設ヴィラとびしま	490-1431	飛島村大字服岡四丁目 1 番地の 1	0567-52-2290

## ● 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
グループホームとびしま	490-1431	飛島村大字服岡丁目 4 番地の 4	0567-52-1223

## ● 予防支援

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
飛島村地域包括支援センター	490-1434	飛島村大字松之郷三丁目 46 番地の 1	0567-52-1001

## サービスの費用

介護保険サービスを利用するときは原則として費用の1割から3割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。

※利用者負担の上限を3割に引き上げる措置は、平成30年8月施行予定です。

### サービス支給限度額

サービスにかかった費用は、利用者が費用の1割から3割をサービス事業者を支払いますが、要介護度ごとに1か月に利用できる金額に上限（支給限度額）が設けられています。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

■サービスの支給限度額（1か月）のめやす

要介護状態区分	1か月の支給限度額	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
要支援1	50,030円	5,003円	10,006円	15,009円
要支援2	104,730円	10,473円	20,946円	31,419円
要介護1	166,920円	16,692円	33,384円	50,076円
要介護2	196,160円	19,616円	39,232円	58,848円
要介護3	269,310円	26,931円	53,862円	80,793円
要介護4	308,060円	30,806円	61,612円	92,418円
要介護5	360,650円	36,065円	72,130円	108,195円

### 【支給限度額に含まれないサービス】

- 特定福祉用具購入
- 居宅介護住宅改修
- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型、短期利用を除く）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）
- 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護保険施設に入所して利用するサービス
- ※ 介護予防サービスについても同様です。

## 施設サービスの費用

介護保険施設に入所したときは、施設サービス費用（1割～3割）に加え、居住費、食費、日常生活費などを支払います。



- 居住費・食費は、施設と利用者との契約により決められます。

※介護老人福祉施設は、原則要介護3以上、他の施設は要介護1以上の方がサービスを利用できます。（特例あり）

■居住費・食費の基準費用額（一日あたりのめやす）

区 分	居住費				食費
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
介護老人福祉施設	1,150円	840円	1,970円	1,640円	1,380円
介護老人保健施設・介護療養型医療施設	1,640円	370円	1,970円	1,640円	

所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限（限度額）が設けられており、これを超えた利用者負担はありません。超えた場合は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

● 居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）

区 分		居住費				食費
		従来型 個室	多床室	ユニット 型個室	ユニット 型個室の 多床室	
生活保護受給者の方等		490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
世帯全員が 住民税非課税	高齢福祉年金受給者	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円
	前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円

※（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

● 支給には、預貯金等が単身 1,000 万円以下、夫婦 2,000 万円以下という条件等があります。

【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

● 住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者の所得も判断材料とします。

自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用負担（1～3割）の合計が高額になり、右表の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

● 自己負担の限度額（月額）（平成 29 年 8 月から）

区 分	限度額
現役並み所得者相当の方 世帯内に課税者がいる方	4万 4,400円（世帯）※
世帯全員が住民税非課税	2万 4,600円（世帯）
前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	2万 4,600円（世帯） 1万 5,000円（個人）
生活保護の受給者の方等	1万 5,000円（個人）

※1割負担の方のみの世帯は、年間上限（8月1日～翌年7月31日）が44万 6,400円となります。

★「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

自己負担が高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。（高額医療・高額介護合算制度）

● 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。

● 計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの12ヵ月間です。

● 医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額）

細分化されます

70歳未満の方

70歳以上の方（平成30年7月まで）

（平成30年8月から）

70歳未満の方		70歳以上の方（平成30年7月まで）	70歳以上の方（平成30年8月から）		
区 分	限度額	区 分	限度額	区 分	限度額
課税所得	690万円以上	212万円	課税所得	690万円以上	212万円
	380万円以上 ～690万円未満	141万円		380万円以上 690万円未満	141万円
	145万円以上 ～380万円未満	67万円		145万円以上 380万円未満	67万円
	145万円未満	60万円			
住民税非課税世帯	34万円	現役並み所得者 (課税所得145万円以上の方)	67万円		
		一般 (住民税課税世帯の方)	56万円		
		低所得者 (住民税課税世帯の方)	31万円		
		世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いた時に所得が0円になる方（年金収入のみの場合80万円以下の方）	19万円		

70歳以上で「現役並み所得者」の方は、平成30年8月から新たに3つの区分に分かれ、限度額が変わります。その他の区分の方に変更はありません。

# 介護予防サービス事業

## ① 栄養改善事業

項目	内容
前期栄養教室	○老人クラブ員に高齢者向けの栄養に関する健康教育
後期栄養教室	○老人クラブ員に減塩味噌汁試飲（協力：食生活改善推進員） 老人クラブ員に高齢者向けの栄養に関する健康教育
栄養相談	○毎月 1 回敬老センターにて地域包括支援センターの介護・健康相談と同時実施 ○すこやかセンターでも随時実施
ふれあい昼食会	○独居老人や高齢世帯を対象に社会福祉協議会と民生委員、食生活改善推進員、ボランティアの協力を得てレクリエーションや栄養についての健康教育を実施（必要者には送迎あり）
個別訪問支援	○管理栄養士と保健師による継続訪問

## ② 運動事業

項目	内容
高齢者体カチェック	○老人クラブ員に実施 ○握力・開眼片足立ち・TimedUp&GoTest・5m最大歩行速度の測定と事後指導
高齢者体カチェック結果指導 （高齢者体カチェック実施者のみ）	○個別の結果と村内全体の傾向・性別・年齢別などでの比較 ○運動実践室などの利用勧奨
シルバー運動実践室筋トレ	○健康運動指導士の指導により敬老センター運動実践室で実施（毎週月曜日～金曜日）
シルバーストレッチング	○後期高齢者向けストレッチを実施
シルバーストレッチ（基礎）	○村民利用日（毎週火曜日午前・午後）を活用した温水プールとトレーニングルームでの運動実践
シルバーストレッチ（自立）	○温水プールを利用した自立に向けた運動支援（毎週火曜日午後）
シルバーヨガ	○高齢者向けの簡単なヨガ教室
シルバーストレッチ	○高齢者向けの簡単なストレッチ教室
個別訪問支援	○健康運動指導士や理学療法士と保健師による継続訪問
地域リハビリテーション活動支援事業	○地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の集いの場などリハビリテーション専門職と連携して実施

### ③ 口腔機能向上事業

項目	内容
前期いきいき健口教室 	○老人クラブ員にガムを使った咀嚼力チェックを実施し個人結果を説明 （愛知学院大学歯学部の研究事業で歯科検診等も同時実施） ○嚥下と咀嚼力についてのアンケートおよびオリジナル体操口腔バージョンを実施
後期いきいき健口教室	○老人クラブ員に前期いきいき健口教室の調査分析結果を説明 ○嚥下についての話とオリジナル体操口腔バージョンを実施
オリジナル体操口腔バージョン	○老人クラブ例会の昼食前にDVDに合わせて実施
個別訪問支援	○歯科衛生士と保健師による継続訪問

### ④ その他の事業

項目	内容
うつ予防	○老人クラブ員に保健師による高齢者のメンタルヘルスについての健康教育（前期栄養教室と同時実施）
認知症予防	○老人クラブ員に保健師による認知症予防についての健康教育（後期栄養教室と同時実施）
介護・健康相談	○毎週1回敬老センターにて実施（月1回は保健センター管理栄養士の栄養相談と同時実施） ○すこやかセンターでも随時実施（保健師）
個別健康指導	○前期高齢者で健診結果から高血糖者に敬老センターで個別支援。継続的に事後指導実施（包括保健師、保健センター管理栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士）
はつらつ教室 	○68歳の方を対象に体力チェックや健康チェックを実施し、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士とともに介護状態にならなための個別プランを作成。セルフケアをしながら必要者には継続支援や介護予防教室への勧奨などを実施
お薬サポート教室	○薬剤師による薬の相談と薬に関する講話。
食生活改善推進員の介護予防活動支援	○介護予防事業の栄養教室とふれあい昼食会への支援
訪問による支援	○地域包括支援センター保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が個別の状況に合わせて担当ケアマネジャー、保健センター管理栄養士・歯科衛生士・健康運動指導士等と訪問
一般介護予防把握事業	○65歳以上の実態把握をおこない、介護予防事業への参加が望ましいと思われる方に事業勧奨するとともに、支援が必要な方を早期発見しサービスや制度につなげる

## 地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの職員が専門性を生かし、高齢者の心身の健康維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定・安全のために必要な援助、支援を包括的に行っています。日常生活での困りごとや介護・支援の相談など、地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。

### 地域包括支援センターの主な事業



- ① 介護予防ケアマネジメント  
介護予防の相談や介護予防ケアプランの策定を行います。
- ② 総合相談・支援事業  
介護保険以外のさまざまな制度や地域資源を利用した総合的な支援を行います。
- ③ 権利擁護、虐待の早期発見・防止  
高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の拠点として、成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止を進めていきます。
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント  
ケアマネジャーのネットワークの構築や、困難事例に対する助言などを行います。
- ⑤ 生活支援サービスの体制整備  
地域の特性に適應した生活支援サービスの提供体制を整備するため、サービス提供者となりえる地域の団体や人材の発掘や、生活支援サービス協議体やコーディネーターを設置し、生活支援サービスの体制整備などを推進します。

### 連絡先

#### 飛島村地域包括支援センター

〒490-1434 飛島村大字松之郷三丁目 46 番地の1  
Fax 0567-52-1009 Tel 0567-52-1001  
開館時間: 平日8:30~17:15

○被保険者証・介護保険料に関すること、介護全般に関すること、要介護認定の申請などのお問い合わせは

### 連絡先

#### 民生部福祉課 介護保険係

〒490-1434 飛島村大字松之郷三丁目 46 番地の1  
Fax 0567-52-1009 Tel 0567-52-1001

